

安全情報(事業者の行政処分)の公表について

当社は平成 30 年 3 月 27 日付に行われた一般貸切旅客自動車運送事業の運営実態監査を受けた際、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認され、平成 30 年 4 月 26 日付福運輸第 43 号及び福運整第 55 号により一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分を受けた為、その状況を公表するものであります。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

- (1) 行政処分等の年月日； 平成 30 年 4 月 26 日
- (2) 当該行政等に係る営業所の所在地； 有限会社 矢吹タクシー (矢吹交通)
矢吹営業所
福島県西白河郡矢吹町赤沢 855
- (3) 行政処分等の内容； 文書警告
- (4) 主な違反の条項； 道路運送法第 27 条第 3 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項
旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項

(5) 違反行為の概要

1 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。(道路運送法第 27 条第 3 項)

① 乗務員台帳の規定事項の記載を適切に行っていなかった。(旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項)

② 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった【告示実施状況 3 分の 2 以上】(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)

③ 初任運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。【受診なし 1 名】(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)

違反点数 (営業所) ; 2 点